

中間前払金制度の導入について

(H22.1月 契約課)

(R7.4月下線部変更 契約課)

三原市では、建設事業者を取り巻く厳しい経済環境に配慮し、地元建設事業者の経営安定等に資するため、現行の前払金制度に追加して前払金を行う「中間前払金制度」を導入します。

1 制度の内容

(1) 中間前払金制度とは

中間前払金制度とは、当初の前払金（請負代金額の4割以内）に加え、工期の半ばで更に2割以内の前払金を行うものです。

(2) 中間前払金の支払条件

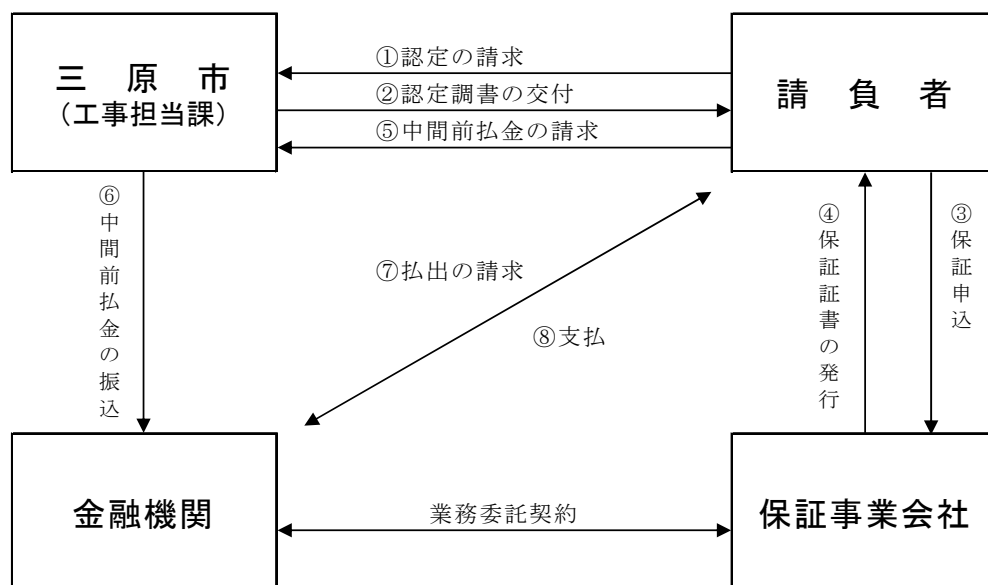
- ① 請負代金額が1件200万円以上の建設工事であること。
- ② 工期が3か月以上であること。
- ③ 当初の前払金を受領していること。
- ④ 工期の2分の1以上を経過していること。
- ⑤ 工程表により工期の2分の1以上を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ⑥ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 適用の時期

平成22年2月1日以降に入札通知する建設工事から適用します。

3 請求手続

中間前払金の請求手続は次のとおりです。



① 認定の請求

受注者は、三原市に対して中間前払金の認定請求をします。この場合、中間前払金認定請求書（様式1）に工事履行報告書（様式2）を添付して、工事担当課に提出してください。

② 認定調書の交付

工事担当課は、受注者から提出された中間前払金認定請求に基づき、工事の進捗率等の調査を行い、要件を満たしていれば7日以内に受注者に対し、中間前払金認定調書（様式3）を交付します。

なお、工事履行報告書に記載された進捗率の数値に疑義がある場合には、当該数値の根拠となる資料の提出を求めることがあります。

③ 保証申込

受注者は、中間前払金認定調書を添えて、保証事業会社に保証を申し込んでください。

④ 保証証書の発行

保証事業会社は、受注者に中間前払金保証証書を発行します。

⑤ 中間前払金の請求

受注者は、保証証書・中間前払金請求書を工事担当課に提出してください。

⑥ 中間前払金の振込

三原市は、請求を受けた日から14日以内に、受注者の前払金専用口座に中間前払金を振り込みます。

4 複数年度に渡る工事契約の取扱い

債務負担行為や継続費に係る工事契約で、各会計年度の出来高予定額に対して前払金を支払う工事については、前払金と同様に各会計年度の出来高予定額に対して2割を限度として中間前払金を支払います。

5 部分払いとの関係

原則として、部分払いを請求した後は中間前払金を請求することはできません。
また、中間前払金を請求した後は部分払いを請求することはできません。